

議第100号

呉市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

呉市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する
条例

呉市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年呉市条例第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(退職報償金の支給額)</p> <p>第2条 退職報償金は、消防団員として<u>5年以上</u>勤務して退職した者に、その者の勤務年数及び階級に応じて消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和31年政令第346号）別表の規定の例により算定した額を支給する。</p>	<p>(退職報償金の支給額)</p> <p>第2条 退職報償金は、消防団員として勤務して退職した者に、その者の勤務年数及び階級に応じて消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和31年政令第346号）別表の規定の例により算定した額を支給する。<u>ただし、次のいずれかに該当する消防団員については、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 勤務年数が5年未満である者</u></p> <p><u>(2) 機能別団員（呉市消防団員の定員、任免、報酬、服務等に関する条例（令和3年呉市条例第 号）第2条第2号に規定する者をいう。以下同じ。）</u></p>
<p>(勤務年数の算定)</p> <p>第4条の2 消防団員が、<u>一定期間勤務しなかつたことが明白である</u>場合には、その期間は勤務年数に算入しない。</p>	<p>(勤務年数の算定)</p> <p>第4条の2 消防団員が、<u>次のいずれかに該当する</u>場合には、その期間は勤務年数に算入しない。</p> <p><u>(1) 一定期間勤務しなかつたことが明白であるとき。</u></p> <p><u>(2) 機能別団員として勤務したとき。</u></p>

付 則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。

(提案理由)

機能別団員制度の導入に伴い、所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。